

事 務 連 絡
令和6年3月28日

東北農政局農村振興部設計課長 殿

農村振興局整備部設計課施工企画調整室長

「東日本大震災の被災地で使用する建設機械の機械損料の補正について」
の廃止について

東日本大震災の被災地で使用する建設機械について、令和5年3月31日付け事務連絡「東日本大震災の被災地で使用する建設機械の機械損料の補正について」により、建設機械損料の補正を行っているところであるが、今般の状況を踏まえ、これを令和6年3月31日をもって廃止することとしたので通知する。

なお、岩手県、宮城県及び福島県の担当部局に対しては、貴職から参考までに送付されたい。